

# 平成 2 5 年度水域環境の状況について

平成 2 6 年 7 月

神奈川県環境農政局環境部



# 目 次

	頁
<b>I 公共用水域水質測定結果の概要</b>	
1 測定の概要	
(1) 測定地点数等	1
(2) 測定項目	1
(3) 測定結果の概要	1
2 測定結果	
(1) 健康項目	2
(2) 生活環境項目	3
ア BOD又はCODの環境基準の達成状況	
(ア) 河川	3
(イ) 湖沼	4
(ウ) 海域	5
イ 水生生物保全項目の環境基準の達成状況	
(ア) 河川	6
(イ) 海域	7
ウ 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況	
(ア) 湖沼	7
(イ) 海域	8
3 BOD(COD)の環境基準達成状況一覧	
(1) 河川	9
(2) 湖沼	10
(3) 海域	10
<b>II 地下水質測定結果の概要</b>	
1 測定の概要	
(1) 調査の種類、測定地点数等	13
(2) 測定項目	13
(3) 測定結果の総括	14
2 測定結果	
(1) 定点調査	16
(2) メッシュ調査	18
(3) 継続監視調査	19
3 測定結果	
これまでのメッシュ調査のまとめ	20
(参考) 評価方法	24
公共用水域水質上位地点	25

# I 公共用水域水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を実施している。平成25年度の測定結果は次のとおりである。

## 1 測定の概要

### (1) 測定地点数等

		測定地点数			
公共用水域		水域数	環境基準点	補助地点	合計
148地点 (148)	河川	36(35)	40(39)	47(48)	87(87)
	湖沼	5(5)	8(8)	11(11)	19(19)
	海域	13(13)	29(29)	13(13)	42(42)
	計	54(53)	77(76)	71(72)	148(148)

注1：実施期間及び測定頻度 平成25年4月～平成26年3月(毎月1回)

注2：( )内は、24年度の地点数。平成25年7月30日に境川の環境基準の水域類型指定を1水域から2水域に変更したため、河川の水域数、環境基準点、補助地点が24年度と異なる。

### (2) 測定項目

公共用水域	環境基準項目		特殊項目	その他の項目	観測項目	計
	健康項目	生活環境項目				
	27	11	7	8	13	66

注：環境基準項目…水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が定められている。

・健康項目：カドミウム、全シアン等の27項目

・生活環境項目：BOD、COD、全亜鉛等の11項目

特殊項目……フェノール類、銅等の法・条例の規制項目7項目

その他の項目…アンモニア性窒素、磷酸態リン等の8項目

観測項目……水温、流量等の13項目

### (3) 測定結果の概要

- 健康項目は早川の函嶺もみじ橋<sup>※1</sup>と千歳川の千歳橋の2地点において、砒素のみが火山地帯の自然的要因により環境基準を達成していなかったが、その他の地点ではすべて環境基準を達成した。
- 生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODについては、25年度は54水域中49水域で環境基準を達成しており、24年度の53水域中50水域と比べ、達成率は94.3%から90.7%と3.6ポイント減少した。
- 全亜鉛及びノニルフェノール<sup>※2</sup>は多摩川、相模川及び東京湾で環境基準が定められており、全5水域で環境基準を達成した。
- 全窒素及び全リンは、相模湖、津久井湖及び東京湾で環境基準が定められている。相模湖及び津久井湖では、全窒素は環境基準を達成していなかったが、暫定目標は達成しており、全リンは環境基準及び暫定基準のいずれも達成していなかった。また、東京湾では、全窒素は4水域中3水域、全リン4水域中4水域で環境基準を達成した。

※1：函嶺もみじ橋は、平成25年12月に会館橋から改名された。

※2：ノニルフェノールは、平成24年8月に水生生物の保全に係る水質環境基準に追加され、平成25年度から測定を開始。

## 2 測定結果

### (1) 健康項目

- ・健康項目(27項目)は、早川の函嶺もみじ橋と千歳川の千歳橋の2地点において、<sup>ひそ</sup>砒素のみが火山地帯の自然的要因に由来して環境基準を達成していなかった。
- ・その他の測定地点ではすべての項目が環境基準を達成した(表1)。

表1 健康項目の測定結果

水域区分	健康項目	測定地点数	環境基準達成地点数	達成率(%)
河川・湖沼・海域	1 カドミウム	126	126	100
	2 全シアン	126	126	100
	3 鉛	126	126	100
	4 六価クロム	126	126	100
	5 <sup>ひそ</sup> 砒素	126	124	98.4
	6 総水銀	126	126	100
	7 アルキル水銀	0	-	-
	8 PCB	85	85	100
	9 ジクロロメタン	126	126	100
	10 四塩化炭素	126	126	100
	11 1,2-ジクロロエタン	126	126	100
	12 1,1-ジクロロエチレン	126	126	100
	13 シス-1,2-ジクロロエチレン	126	126	100
	14 1,1,1-トリクロロエタン	126	126	100
	15 1,1,2-トリクロロエタン	126	126	100
	16 トリクロロエチレン	126	126	100
	17 テトラクロロエチレン	126	126	100
	18 1,3-ジクロロプロペン	126	126	100
	19 チウラム	126	126	100
	20 シマジン	126	126	100
	21 チオベンカルブ	126	126	100
	22 ベンゼン	126	126	100
	23 セレン	126	126	100
	24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	142	142	100
	25 ふっ素	78	78	100
	26 ほう素	78	78	100
	27 1,4-ジオキサン	114	114	100

注：アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定することとしている。

(2) 生活環境項目※1

ア BOD又はCODの環境基準の達成状況

(ア) 河川

- ・ 河川のBODは、24年度から2年連続で全水域で環境基準を達成した。
- ・ 環境基準を達成していた多摩川（中・下流部 B類型）及び鶴見川（上流部 D類型、下流部 E類型）、また水道水源となっている相模川（中流部 A類型、下流部 B類型）及び酒匂川（上流部 A類型、下流部B類型）のBODの環境基準達成状況は次のとおりである（表2）。
- ・ 多摩川、鶴見川、相模川及び酒匂川の主要地点におけるBODの年間平均値をみると、多摩川は1.4mg/L、鶴見川は3.8mg/Lで、24年度（1.3、3.6mg/L）とほぼ同様の値であった。相模川は0.7mg/Lで、24年度（1.2mg/L）に比べてやや低く、酒匂川は0.9mg/Lで、24年度（1.2mg/L）とほぼ同様の値であった（図1）。

表2 主要河川のBODの環境基準の達成状況(75%水質値※2で評価)

(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
多摩川中・下流	多摩川原橋	B	3	1.8		1.4		1.7		1.7		2.0	
	田園調布取水堰(上)			1.3	○	1.2	○	1.7	○	1.3	○	1.8	○
	大師橋			1.6		1.9		2.8		2.1		1.7	
鶴見川上流	亀の子橋	D	8	6.3	○	3.8	○	6.4	○	4.4	○	4.3	○
鶴見川下流	大綱橋	E	10	4.7	○	3.3	○	3.8	○	3.6	○	4.0	○
	臨港鶴見川橋			1.8		1.8		2.4		1.7		1.9	
相模川中流	寒川取水堰(上)	A	2	1.0	○	0.8	○	0.7	○	1.4	○	0.8	○
相模川下流	馬入橋	B	3	2.0	○	2.2	○	1.4	○	1.6	○	1.5	○
酒匂川上流	飯泉取水堰(上)	A	2	1.2	○	1.3	○	1.1	○	1.5	○	1.2	○
酒匂川下流	酒匂橋	B	3	1.5	○	1.5	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○

注：相模川下流については、国において類型指定見直しが行われ、平成22年9月に「河川C類型」から「河川B類型」に指定された。

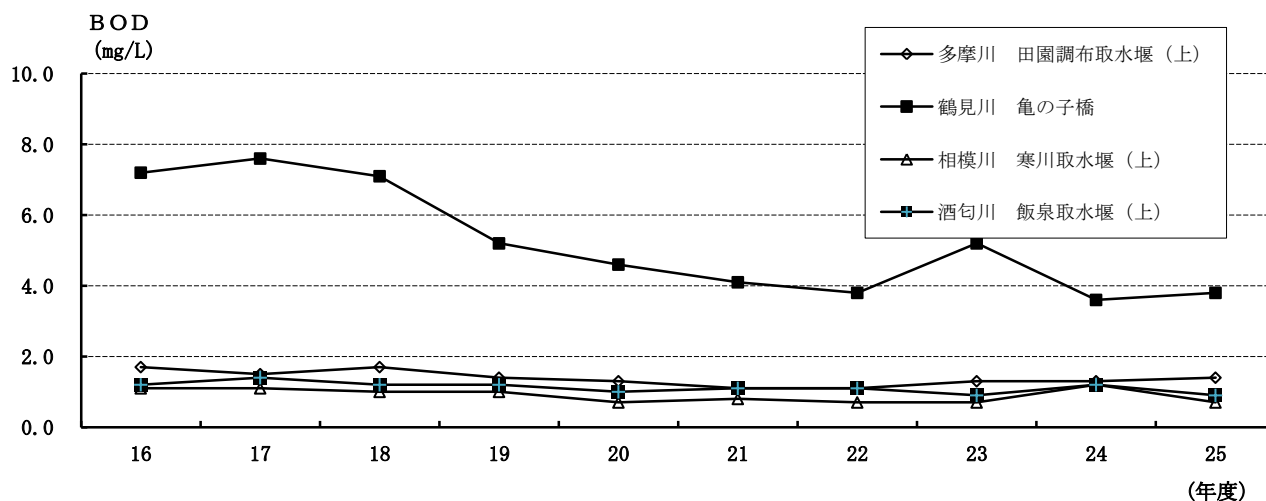


図1 河川の主要地点におけるBOD年間平均値の推移

※1 生活環境項目の環境基準：生活環境項目とは、生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目（pH等 11項目）。国が類型別に基準値を定め、国又は県が河川等の水域の利用目的に応じて類型を指定する。

※2 75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの0.75×n（nは日間平均値のデータ数）番目のデータ値である。24ページに詳細な説明を記載した。

(イ) 湖沼

- 相模湖、津久井湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は、いずれも湖沼A類型のCODの環境基準を達成した。(表3)
- 芦ノ湖は、自然環境保全の目的から最も厳しい湖沼AA類型に指定されているが、CODの環境基準を達成していなかった(表3)。
- 相模湖・津久井湖の環境基準点におけるCOD年間平均値をみると、相模湖の湖中央部は、2.2mg/Lで24年度(1.7 mg/L)に比べてやや高く、津久井湖の湖中央部は2.3mg/Lで、24年度(2.0 mg/L)に比べてほぼ同様の値であった(図2)。
- 芦ノ湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の主要地点におけるCOD年間平均値をみると、芦ノ湖の湖中央部は1.6mg/L、丹沢湖の湖中央部は1.8mg/Lで、いずれも24年度(1.8 mg/L、1.6 mg/L)とほぼ同様の値、宮ヶ瀬湖のダムサイトは 1.1mg/Lで24年度(1.7 mg/L)に比べてやや低い値であった(図3)。

表3 CODの環境基準の達成状況(75%水質値で評価)

水域名	測定地点	類型	基準値	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湖	湖中央部	湖沼A	3	2.9	-	1.9	○	1.9	○	1.8	○	2.6	○
津久井湖	湖中央部	湖沼A	3	2.7	-	2.2	○	2.0	○	2.0	○	2.6	○
芦ノ湖	-	湖沼AA	1	2.1 ~2.4	×	1.9 ~2.2	×	1.8 ~2.0	×	1.9 ~2.1	×	1.6 ~2.0	×
丹沢湖	湖中央部	湖沼A	3	2.2	○	2.2	○	1.8	○	1.8	○	1.9	○
宮ヶ瀬湖	ダムサイト	湖沼A	3	1.2	○	1.1	○	1.3	○	1.9	○	1.2	○

注：相模湖及び津久井湖のCODの環境基準達成状況は、平成22年9月に湖沼A類型に指定されたため、22年度から評価した。

なお、平成21年度までは河川類型であったため、BODの環境基準の達成状況の評価していた。

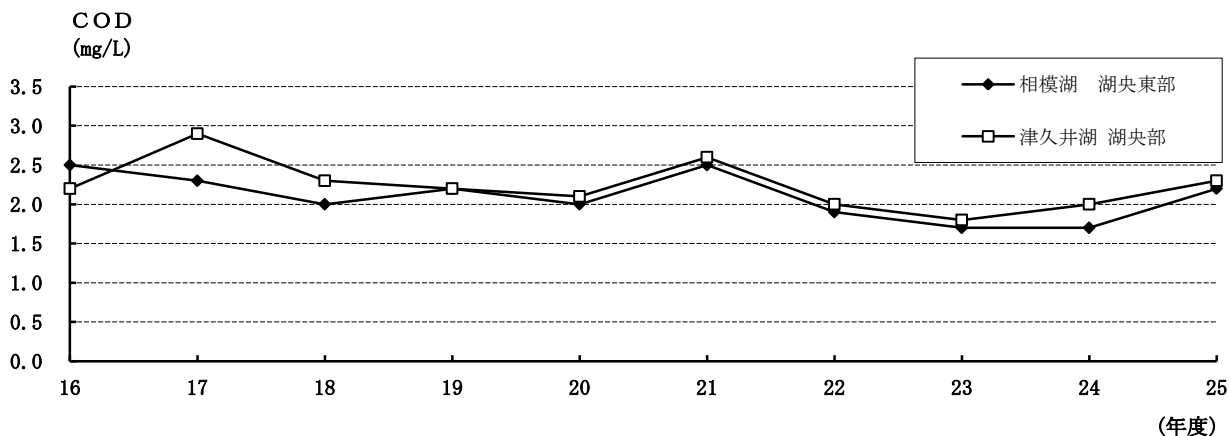


図2 相模湖、津久井湖の環境基準点におけるCOD年間平均値の推移

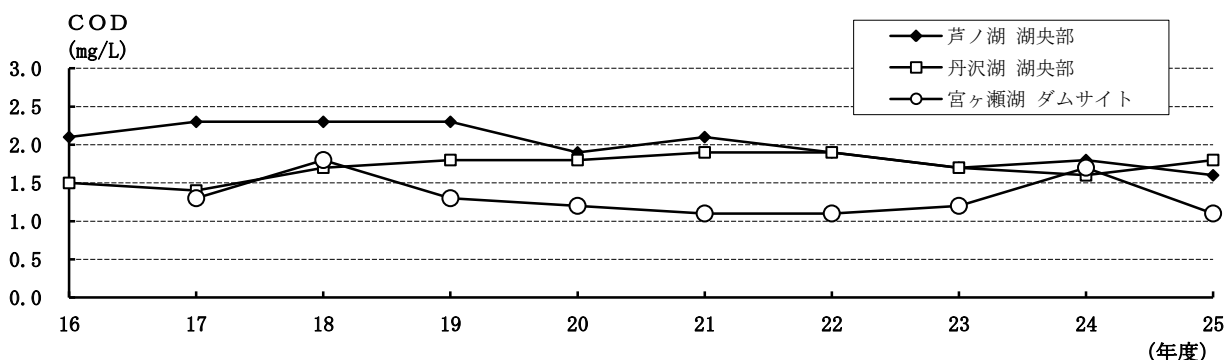


図3 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

## (ウ) 海域

- ・ 東京湾は、11水域（A類型2水域、B類型6水域、C類型3水域）のうち7水域でCODの環境基準を達成した（表4）。
- ・ 相模湾は2水域ともA類型のCODの環境基準を達成した（表4）。
- ・ 東京湾の主要地点のCOD年間平均値をみると、経年的には、ほぼ横ばいの状況にある（図4）。
- ・ 相模湾の主要地点におけるCOD年間平均値をみると、辻堂沖は1.3mg/L、湾央は1.2mg/Lで24年度（1.1、1.3mg/L）とほぼ同様の値であった（図5）。

表4 東京湾・相模湾のCODの環境基準の達成状況(75%水質値で評価)

(mg/L)

水域名	類型	基準値	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
東京湾(6)	C	8	2.4~ 4.6	○	2.6~ 4.3	○	2.2~ 4.1	○	2.3~ 3.9	○	2.9~ 3.7	○
東京湾(7)	C	8	3.3	○	2.8	○	2.8	○	2.5	○	3.2	○
東京湾(8)	C	8	2.2	○	3.2	○	2.3	○	2.2	○	2.5	○
東京湾(9)	B	3	2.3	○	2.5	○	2.3	○	2.2	○	2.9	○
東京湾(10)	B	3	4.6	×	3.3	×	3.2	×	3.3	×	3.5	×
東京湾(12)	B	3	2.3~ 3.3	×	2.6~ 3.3	×	2.1~ 3.0	○	2.0~ 2.8	○	2.3~ 3.2	×
東京湾(13)	B	3	1.9	○	2.5	○	2.0	○	1.9	○	2.2	○
東京湾(14)	B	3	1.7	○	2.2	○	1.8	○	1.8	○	2.3	○
東京湾(15)	B	3	2.0	○	2.5	○	1.9	○	2.0	○	2.1	○
東京湾(16)	A	2	2.1~ 2.2	×	3.5~ 3.7	×	2.4~ 2.4	×	2.2~ 2.3	×	2.8~ 3.0	×
東京湾(17)	A	2	1.6~ 2.0	○	2.2~ 2.5	×	1.8~ 1.9	○	1.6~ 1.8	○	2.0~ 2.1	×
相模湾(1)	A	2	2.0	○	1.6	○	1.5	○	1.5	○	1.5	○
相模湾(2)	A	2	1.1~ 1.8	○	1.3~ 1.9	○	1.3~ 1.7	○	1.4~ 1.7	○	1.2~ 1.7	○

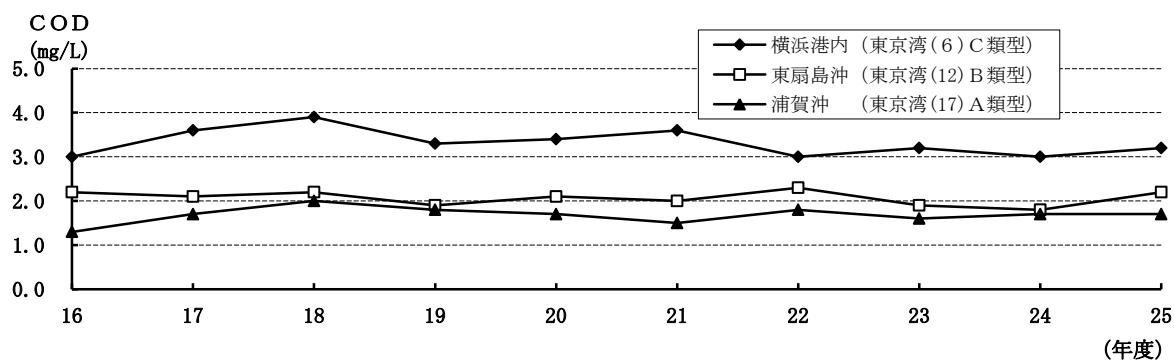


図4 東京湾の主要地点におけるCOD年間平均値の推移

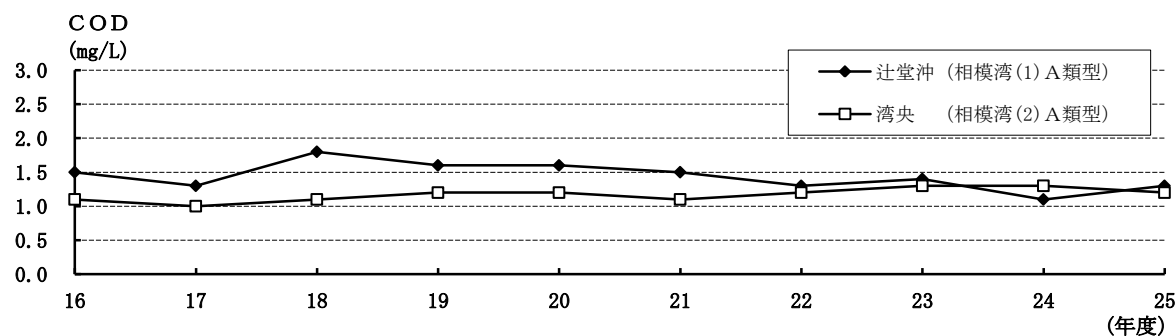


図5 相模湾の主要地点におけるCOD年間平均値の推移



# イ 水生生物保全項目の環境基準の達成状況

## (ア) 河川

- 水生生物類型の指定がされている多摩川(中・下流部 生物B類型)及び相模川(相模川(1)、(2))は、全亜鉛及びノニルフェノールの環境基準を達成した(表5)。
- 多摩川の環境基準点における全亜鉛の年間平均値をみると、多摩川原橋は0.018 mg/L、田園調布取水堰(上)は0.011 mg/Lで24年度とほぼ同様であり、大師橋は0.016 mg/Lで24年度に比べて高い値であった(図6)。
- 相模川の環境基準点における全亜鉛の年間平均値をみると、相模川(1)では、0.004 mg/Lから0.010 mg/Lで24年度と比べてほぼ同様又はやや高い値であり、相模川(2)では、寒川取水堰(上)が0.002 mg/L、馬入橋は0.016 mg/Lで24年度とほぼ同様の値であった(図7)。

表5 多摩川・相模川的全亜鉛及びノニルフェノールの環境基準の達成状況(年間平均値で評価)

水域名	測定地点	類型	測定項目	基準値	(mg/L)									
					21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
多摩川 中・下流	多摩川原橋	生物B	全亜鉛	0.03	0.015		0.019		0.020		0.015		0.018	
	田園調布取水堰(上)				0.012	○	0.014	○	0.018	○	0.010	○	0.011	○
	大師橋				0.010		0.011		0.023		0.005		0.016	
相模川 (1)	小倉橋	生物A		0.03	0.004		0.008		0.009		0.003		0.010	
	境川橋(相模湖)				0.006	—	0.007	○	0.009	○	0.005	○	0.009	○
	沼本ダム(津久井湖)				0.015		0.007		0.010		0.006		0.004	
相模川 (2)	寒川取水堰(上)	生物B		0.03	0.008	—	0.006	○	0.006	○	0.006	○	0.002	○
	馬入橋				0.012		0.009		0.017		0.012		0.016	
多摩川 中・下流	田園調布取水堰(上)	生物B		ノニルフェノール	0.002	—	—		—		—		<0.00006	○
相模川 (1)	小倉橋	生物A			0.001	—	—	—		—		—		<0.00006
	境川橋(相模湖)		—			—	—		—		<0.00006	○		
	沼本ダム(津久井湖)		—			—	—		—		<0.00006	○		
相模川 (2)	寒川取水堰(上)	生物B	0.002		—	—	—		—		—		<0.00006	○
	馬入橋				—	—	—		—		<0.00006	○		

注1:相模川は平成21年11月に類型指定されたため、達成状況は22年度から評価した。

注2:ノニルフェノールは、平成24年8月に水生生物の保全に係る水質環境基準に追加され、平成25年度から測定を開始。

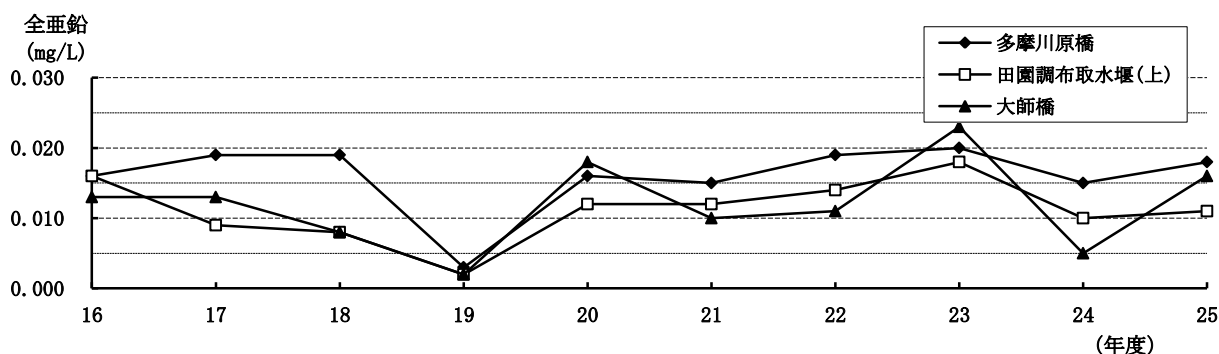


図6 多摩川の環境基準点における全亜鉛年間平均値の推移

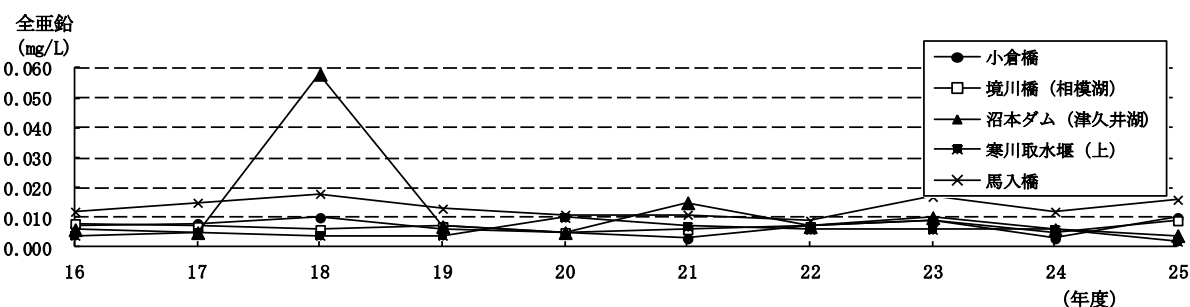


図7 相模川における全亜鉛年間平均値の推移

### (イ) 海域

東京湾の全亜鉛及びノニルフェノールについて、東京都及び千葉県の実地地点のデータを含めて環境基準の達成状況をみると、2水域とも達成した。なお、年間平均値は、本県の測定地点の測定結果である（表6）。

表6 全亜鉛及びノニルフェノールの環境基準の達成状況

水域名	測定地点	類型	測定項目	基準値	(mg/L)									
					21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
東京湾 (特別域を除く全域)	—	海域生物A	全亜鉛	0.02	0.004~0.010	○	0.002~0.011	○	0.003~0.007	○	0.002~0.006	○	0.002~0.006	○
			ノニルフェノール	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.00006~0.00013	○
東京湾 (二)	大津湾	海域生物特A	全亜鉛	0.01	0.003	○	0.002	○	0.003	○	0.002	○	0.002	○
			ノニルフェノール	0.0007	—	—	—	—	—	—	—	—	0.00006	○

注1：特別域とは、生息する水生生物の産卵場等として、特別に保全が必要とされる水域(東京湾(イ)~(ハ))

注2：ノニルフェノールは、平成24年8月に水生生物の保全に係る水質環境基準に追加され、平成25年度から測定を開始。

### ウ 全窒素・全燐の環境基準の達成状況

#### (ア) 湖沼

- 相模湖及び津久井湖の全窒素は環境基準を達成していなかったが、暫定目標は達成した(表7)。
- 相模湖及び津久井湖の全燐は環境基準及び暫定基準のいずれも達成していなかった(表7)。
- 環境基準点における全窒素及び全燐の年間平均値をみると、全窒素は両湖とも24年度と同様の値であるが、全燐は両湖ともやや高い値であった(図8及び図9)。

表7 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

水域名	測定地点	類型	項目	基準値	(mg/L)									
					21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
					平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成	平均値	達成
相模湖	湖央東部	II	全窒素	0.2 (1.4)	1.4	—	1.3	△	1.2	△	1.1	△	1.1	△
			全燐	0.01 (0.085)	0.077	—	0.071	△	0.084	△	0.083	△	0.088	×
津久井湖	湖央部	II	全窒素	0.2 (1.4)	1.3	—	1.3	△	1.2	△	1.1	△	1.1	△
			全燐	0.01 (0.048)	0.047	—	0.044	△	0.060	×	0.045	△	0.051	×

注1：△ 環境基準は非達成であるが、暫定目標は達成

× 環境基準及び暫定目標のいずれも非達成

注2：相模湖及び津久井湖の全窒素及び全燐の環境基準達成状況は、平成22年9月に湖沼類型指定されたため、22年度から評価した。

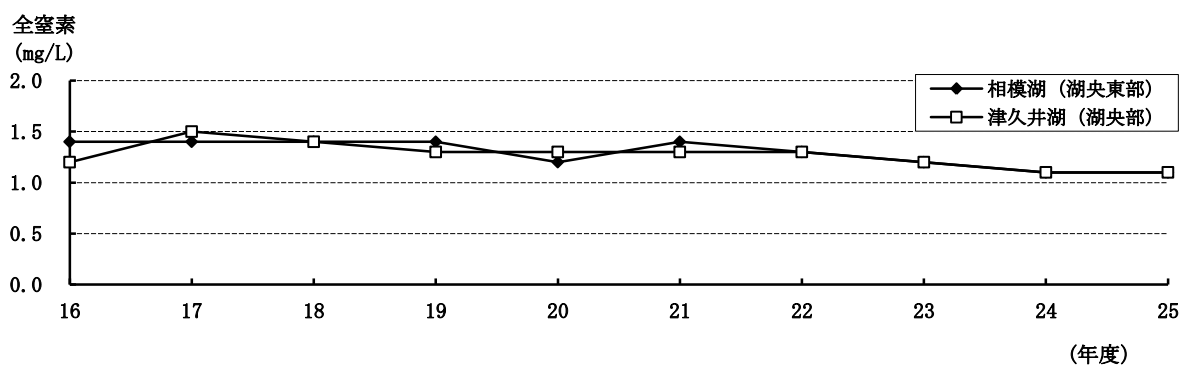


図8 相模湖、津久井湖の環境基準点における全窒素年間平均値の推移

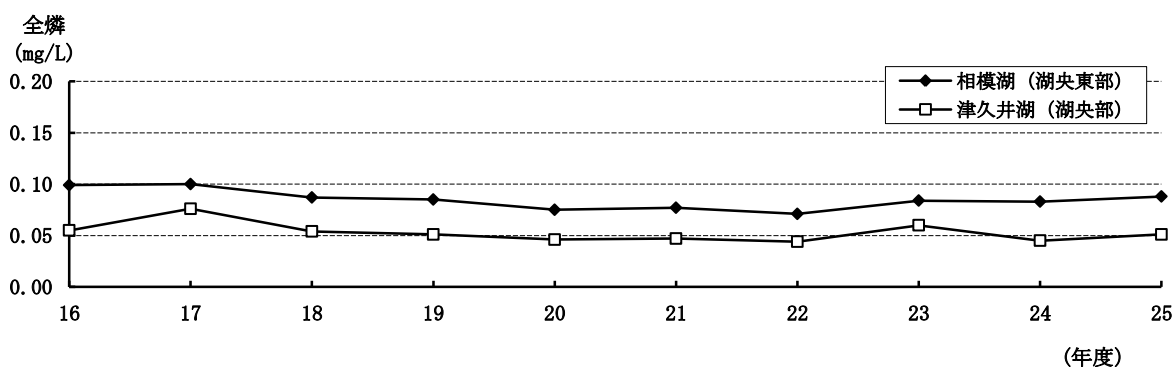


図9 相模湖、津久井湖の環境基準点における全磷年間平均値の推移

(イ) 海域

東京湾の全窒素及び全磷は、6水域で類型指定され、この6水域のうち、神奈川県分の4水域に東京都及び千葉県の実測地点のデータを含めて達成状況をみると、全窒素は4水域中3水域、全磷は4水域中4水域で環境基準を達成した(表8)。

表8 全窒素及び全磷の環境基準の達成状況

水域名	類型	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
		全窒素	全磷	全窒素	全磷	全窒素	全窒素	全窒素	全磷	全窒素	全磷
東京湾(口)	Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾(ハ)	Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾(ニ)	Ⅲ	○	×	×	×	○	○	×	○	×	○
東京湾(ホ)	Ⅱ	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○

注：○ 環境基準達成、× 環境基準非達成

### 3 BOD (COD) の環境基準達成状況一覧

#### (1) 河川

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	BOD 基準値	指 定 年 度	環 境 基 準 地点数	BOD 75%値	25年度 達成状況
1	※多摩川中・下流	B	3mg/L以下	1970(2000)	3	1.7~2.0	○
2	三沢川(多摩川水系)	C	5mg/L以下	2003	1	1.7	○
3	二ヶ領本川(多摩川水系)	B	3mg/L以下	2003	1	1.4	○
4	平瀬川(多摩川水系)	B	3mg/L以下	2003	1	1.6	○
5	※鶴見川上流	D	8mg/L以下	1970	1	4.3	○
6	鶴見川下流	E	10mg/L以下	1970	2	1.9~4.0	○
7	入江川	B	3mg/L以下	1971(2000)	1	2.4	○
8	帷子川	B	3mg/L以下	1971(2000)	1	1.3	○
9	大岡川	B	3mg/L以下	1971(2000)	1	2.3	○
10	宮川	B	3mg/L以下	1971(2000)	1	1.6	○
11	侍従川	B	3mg/L以下	1971(2000)	1	2.3	○
12	鷹取川	B	3mg/L以下	1971(2001)	1	1.9	○
13	平作川	B	3mg/L以下	1971(2001)	1	2.0	○
14	松越川	C	5mg/L以下	1980(2013)	1	2.1	○
15	下山川	C	5mg/L以下	1971(2013)	1	4.7	○
16	森戸川(葉山町)	E	10mg/L以下	1971	1	2.7	○
17	田越川	B	3mg/L以下	1971(2001)	1	0.8	○
18	滑川	B	3mg/L以下	1971(2001)	1	1.0	○
19	神戸川	B	3mg/L以下	1971(2001)	1	0.9	○
20	※境川(1)	D	8mg/L以下	1971(2013)	1	5.1	○
21	境川(2)	C	5mg/L以下	1971(2013)	1	2.8	○
22	引地川	C	5mg/L以下	1971(2013)	1	2.3	○
23	相模川中流	A	2mg/L以下	1970	1	0.8	○
24	相模川下流	B	3mg/L以下	1972(2010)	1	1.5	○
25	中津川(相模川水系)	A	2mg/L以下	2004	1	1.1	○
26	金目川上流	A	2mg/L以下	1971	1	0.9	○
27	金目川下流	C	5mg/L以下	1971	1	1.7	○
28	葛川	C	5mg/L以下	1971	1	4.2	○
29	中村川	C	5mg/L以下	1971	1	1.9	○
30	森戸川(小田原市)	C	5mg/L以下	1971(2013)	1	1.8	○
31	酒匂川上流	A	2mg/L以下	1971(1979)	1	1.2	○
32	酒匂川下流	B	3mg/L以下	1980	1	1.2	○
33	山王川	B	3mg/L以下	1971(2002)	1	1.2	○
34	早川	A	2mg/L以下	1971	1	0.9	○
35	新崎川	A	2mg/L以下	1971(2002)	1	0.8	○
36	千歳川	A	2mg/L以下	1971(2002)	1	0.9	○

## (2) 湖沼

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環 境 基 準 地点数	COD 75%値	25年度 達成状況
1	相模湖	A	3mg/L以下	1972 (2010)	1	2.6	○
2	津久井湖	A	3mg/L以下	1972 (2010)	1	2.6	○
3	芦ノ湖	AA	1mg/L以下	1972	4	1.6~2.0	× <sub>4</sub>
4	丹沢湖	A	3mg/L以下	1979	1	1.9	○
5	宮ヶ瀬湖	A	3mg/L以下	2004	1	1.2	○

## (3) 海域

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	COD 基準値	指定 年度	環 境 基 準 地点数	COD 75%値	25年度 達成状況
1	東京湾(6)	C	8mg/L以下	1971	5	2.9~3.7	○
2	〃 (7)	C	8mg/L以下	1971	1	3.2	○
3	〃 (8)	C	8mg/L以下	1971	1	2.5	○
4	※ 〃 (9)	B	3mg/L以下	1971	1	2.9	○
5	〃 (10)	B	3mg/L以下	1971	1	3.5	× <sub>1</sub>
6	※ 〃 (12)	B	3mg/L以下	1971	4	2.3~3.2	× <sub>1</sub>
7	〃 (13)	B	3mg/L以下	1971	1	2.2	○
8	〃 (14)	B	3mg/L以下	1971	1	2.3	○
9	〃 (15)	B	3mg/L以下	1971	1	2.1	○
10	※ 〃 (16)	A	2mg/L以下	1971	2	2.8~3.0	× <sub>2</sub>
11	※ 〃 (17)	A	2mg/L以下	1971	2	2.0~2.1	× <sub>1</sub>
12	相模湾(1)	A	2mg/L以下	1979	1	1.5	○
13	〃 (2)	A	2mg/L以下	1979	7	1.2~1.7	○

注1：記号の意味は次のとおり

※：県際水域

○：環境基準達成

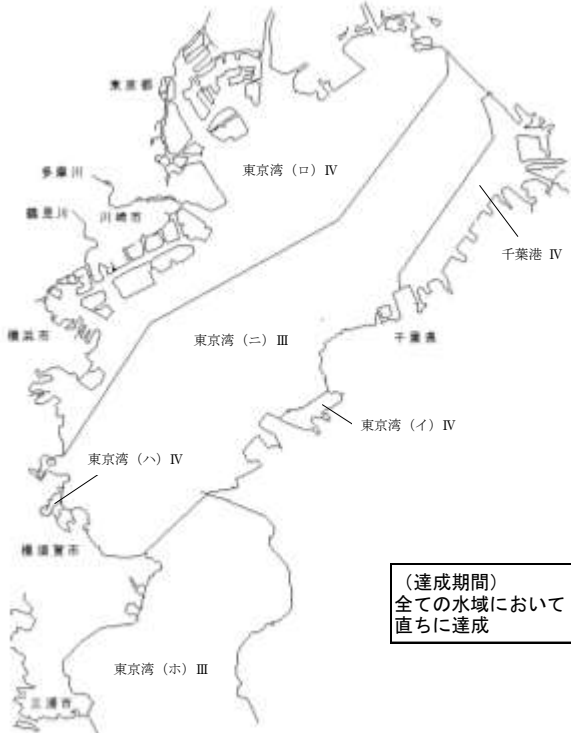
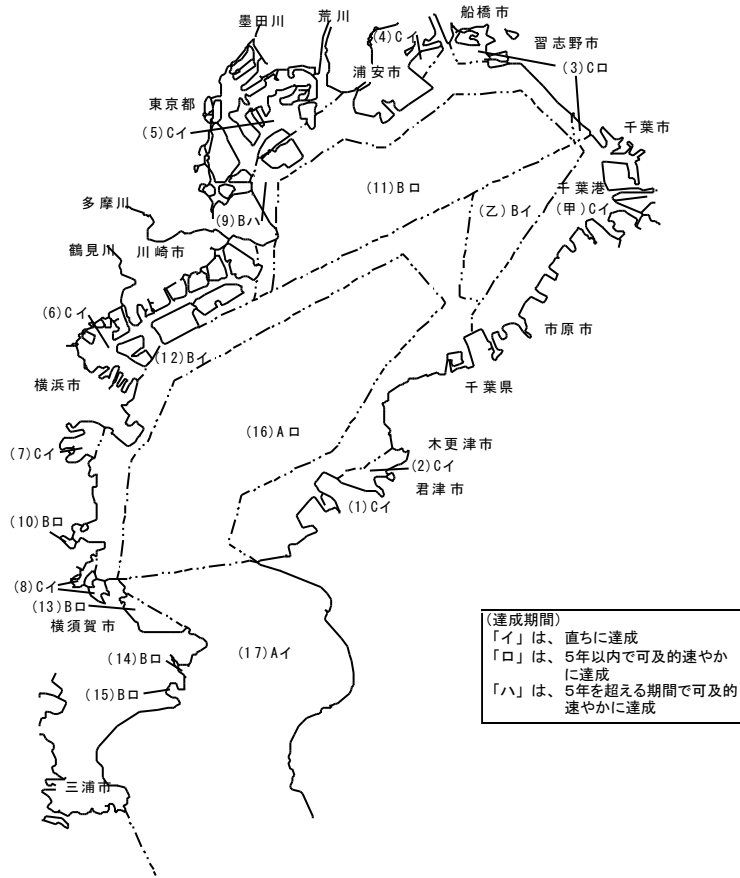
×：環境基準非達成(右下の数字は基準を満足しない地点数)

注2：指定年度欄の( )内の数字は、改訂年度



CODIに係る  
環境基準の水域区分

水域	類型	基準値
東京湾(1) ↓	C	8mg/L以下
東京湾(8) 千葉港(甲)		
東京湾(9) ↓	B	3mg/L以下
東京湾(15) 千葉港(乙)		
東京湾(16) 東京湾(17)	A	2mg/L以下



全窒素、全燐に係る環境基準の水域区分

	水域	類型	基準値
全窒素	千葉港	IV	1mg/L以下
	東京湾(イ)		
	東京湾(ロ)		
	東京湾(ハ)		
	東京湾(ニ)	III	0.6mg/L以下
	東京湾(ホ)	II	0.6mg/L以下
全燐	千葉港	IV	0.09mg/L以下
	東京湾(イ)		
	東京湾(ロ)		
	東京湾(ハ)		
	東京湾(ニ)	III	0.05mg/L以下
	東京湾(ホ)	II	0.03mg/L以下

全亜鉛、ノニルフェノールに係る環境基準の水域区分

	水域	類型	基準値
全亜鉛	東京湾(全域。ただし、東京湾(イ)～東京湾(ハ)を除く)	生物A	0.02mg/L以下
	東京湾(ニ)(神奈川県域の水域区分)	生物特A	0.01mg/L以下
ノニルフェノール	東京湾(全域。ただし、東京湾(イ)～東京湾(ハ)を除く)	生物A	0.001mg/L以下
	東京湾(ニ)(神奈川県域の水域区分)	生物特A	0.0007mg/L以下

## II 地下水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を行っている。平成 25 年度の測定結果は次のとおりである。

### 1 測定の概要

#### (1) 調査の種類、測定地点数等

調査の種類		測定地点数	実施期間、測定頻度
概況調査	定点調査 <sup>*1</sup>	103地点	25年10月～25年12月に実施。(年1回)
	メッシュ調査 <sup>*2</sup>	297地点	
継続監視調査 <sup>*3</sup>		147地点	
計		547地点	

(調査の説明)

#### ※1 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査。  
25年度は、全市町村の103地点で水質の測定を行った。

#### ※2 メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を1つ選定し、その井戸の水質について行う調査。  
4年間で1巡するよう、年次計画を策定し実施している。  
25年度は、11市7町(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町)のメッシュ内に存在する297地点で水質の測定を行った。

#### ※3 継続監視調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点における、継続的な監視のための調査。  
25年度は、17市4町の147地点で水質の測定を行った。

#### (2) 測定項目

調査の種類		測定項目
概況調査	定点調査	環境基準項目、一般項目(計33項目)
	メッシュ調査	
継続監視調査		基準超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目

注：環境基準項目……地下水の水質に関し、環境基準に定められている28項目  
一般項目……電気伝導率、pH、水温、臭気、外観



### (3) 測定結果の総括

- 定点調査（表 13-1-1）
  - ・ 全市町村の 103 地点を調査したところ、環境基準項目については、96 地点で環境基準を達成していた。
  - ・ 環境基準の達成率は 93.2% で、前年度よりも 0.1 ポイント減少していた。
  - ・ 環境基準を達成していなかった 6 市（横浜市、藤沢市、鎌倉市、三浦市、秦野市及び綾瀬市）の 7 地点については、砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
  - ・ 一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表 13-1-1 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	103	13	98	95.1	3	96	93.2
一般項目	5	103	—	—	—	0	103	100
全項目の集計	33	103	13	98	95.1	3	96	93.2

表 13-1-2 定点調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
砒素	1	鎌倉市（1）
塩化ビニルモノマー	2	横浜市（1）、藤沢市（1）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	藤沢市（1）、三浦市（1）、秦野市（1）、綾瀬市（1）

- メッシュ調査（表 13-2-1）
  - ・ 11 市 7 町の 297 地点を調査したところ、環境基準項目については、288 地点で環境基準を達成していた。
  - ・ 環境基準を達成していなかった 5 市（横浜市、藤沢市、大和市、平塚市及び厚木市）の 9 地点については、鉛、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
  - ・ 一般項目のうち、pH は川崎市の 1 地点で評価基準を達成していなかった。

表 13-2-1 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	297	14	235	79.1	5	288	97.0
一般項目	5	297	1	1	0.3	1	296	99.7
全項目の集計	33	297	14	235	79.1	6	287	96.6

表 13-2-2 メッシュ調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
鉛	1	横浜市（1）
塩化ビニルモノマー	1	横浜市（1）
1,2-ジクロロエチレン	1	横浜市（1）
トリクロロエチレン	1	横浜市（1）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	横浜市（2）、平塚市（1）、藤沢市（2）、厚木市（1）、大和市（2）

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計（12 地点）と環境基準を達成していなかった地点数の合計（9 地点）は一致しない。

○ 継続監視調査（表 13-3-1）

- ・ 17 市 4 町の 147 地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した 14 項目について 61 地点で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準を達成していなかった 15 市 2 町（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町及び中井町）の 86 地点については、<sup>ひそ</sup>砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 6 項目のいずれかの項目が環境基準値を超過していた。
- ・ 一般項目のうち、pH は横浜市と川崎市の 2 地点で評価基準を達成していなかった。

表 13-3-1 継続監視調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	14	147	11	138	6	61
一般項目	5	147	1	2	1	146
全項目の集計	19	147	12	139	7	60

表 13-3-2 継続監視調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳（地点数）
<sup>ひそ</sup> 砒素	1	綾瀬市（1）
塩化ビニルモノマー	3	川崎市（3）
1, 2-ジクロロエチレン	8	川崎市（4）、茅ヶ崎市（1）、厚木市（1）、海老名市（1）、寒川町（1）
トリクロロエチレン	9	川崎市（5）、茅ヶ崎市（2）、鎌倉市（1）、海老名市（1）
テトラクロロエチレン	21	川崎市（6）、相模原市（2）、平塚市（2）、藤沢市（1）、厚木市（1）大和市（3）、秦野市（2）、海老名市（1）、綾瀬市（2）、寒川町（1）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	52	横浜市（10）、川崎市（7）、相模原市（3）、横須賀市（6）、平塚市（5）、藤沢市（3）、茅ヶ崎市（2）、厚木市（1）、大和市（1）、三浦市（2）、秦野市（3）、伊勢原市（2）、海老名市（2）、綾瀬市（4）、中井町（1）

注：同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の合計（94 地点）と環境基準を達成していなかった地点数（86 地点）の合計は一致しない。

## 2 測定結果

### (1) 定点調査

- 環境基準を達成していなかった項目は、<sup>ひそ</sup>砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目であった。(表 14-1-1)

表 14-1-1 定点調査項目別測定結果

総測定地点数：103地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準値等 超過地点数	最高濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率(%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	カドミウム	103	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下
	全シアン	103	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	103	0	0	—	0	99.0	0.01mg/L 以下
	六価クロム	103	0	0	—	0	100	0.05mg/L 以下
	<sup>ひそ</sup> 砒素	103	1	1	0.018	1.0	99.0	0.01mg/L 以下
	総水銀	103	0	0	—	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	0	0	0	—	0	100	検出されないこと
	P C B	103	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	103	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	103	4	0	0.0007	3.9	100	0.002mg/L 以下
	塩化ビニルモノマー	103	3	2	0.08	2.9	98.1	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	103	0	0	—	0	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	103	1	0	0.0041	1.0	100	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	103	1	0	0.018	1.0	100	0.08mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	103	3	0	0.0014	1.9	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	103	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	103	2	0	0.011	1.9	100	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	103	9	0	0.0033	7.6	100	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	103	0	0	—	0	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	103	0	0	—	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	103	0	0	—	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	103	0	0	—	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	103	0	0	—	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	103	1	0	0.002	0	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	103	90	4	18	85.7	97.1	10mg/L 以下
	ふっ素	103	25	0	0.22	24.8	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	103	51	0	0.77	45.7	100	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	103	2	0	0.018	2.9	100	0.05mg/L 以下	
計	103	98	7		95.2	93.2		
一般項目	電気伝導率	103						
	pH	103		0	—		100	5.8 以上 8.6 以下
	水温	103						
	計	103		0			100	
合計	103	98	7		95.2	93.2		

注1：計、合計については同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準値又は評価基準値超過項目を示す。

- 平成16年度から平成25年度までの定点調査の環境基準達成率は、90.9%から98.1%の間で変動している。(表14-1-2)

表14-1-2 定点調査環境基準項目達成率

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
測定項目数	26	26	26	26	26	26	28	28	28	28
測定井戸数	99	103	105	105	105	105	105	105	105	103
超過井戸数	4	5	5	3	3	2	5	4	7	7
環境基準達成率	96.0%	95.1%	95.2%	97.1%	97.1%	98.1%	95.2%	96.2%	93.3%	93.2%

- 平成16年度から平成25年度までの定点調査において、環境基準値を超過した項目は、鉛、砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の4項目であった。(図11)

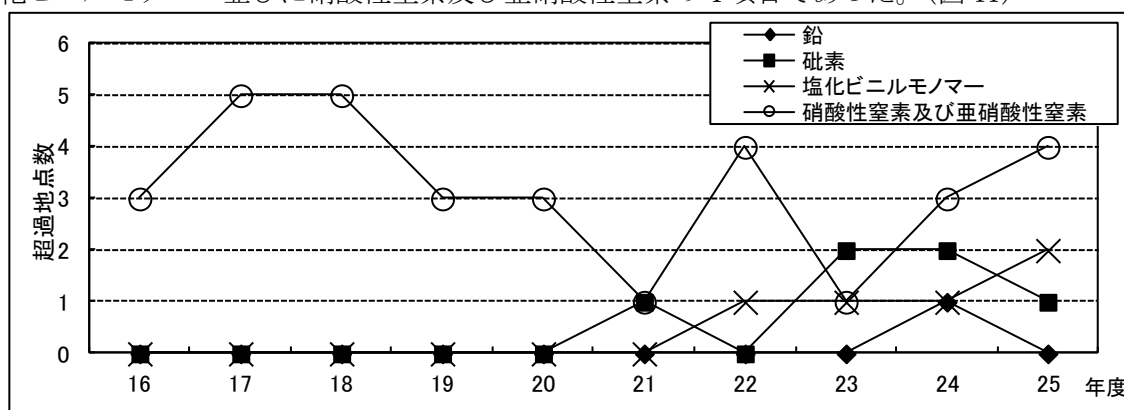


図10 定点調査 項目別環境基準値超過地点数経年変化

## (2) メッシュ調査

環境基準を達成していなかった項目は、鉛、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の5項目であった。一般項目では、pHが評価基準を達成していなかった。(表14-2)

表 14-2 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数：297地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準値等 超過地点数	最高濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率(%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	カドミウム	233	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	233	0	0	—	0	100	検出されないこと
	鉛	233	1	1	0.012	0.4	99.6	0.01mg/L以下
	六価クロム	233	0	0	—	0	100	0.05mg/L以下
	ヒ素	233	3	0	0.007	1.3	100	0.01mg/L以下
	総水銀	233	0	0	—	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	0	0	0	—	—	—	検出されないこと
	PCB	233	0	0	—	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	297	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	297	2	0	0.0008	0.7	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	297	1	1	0.0025	0.3	99.7	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	297	2	0	0.0027	0.7	100	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	297	0	0	—	0	100	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	297	2	1	0.55	0.7	99.7	0.08mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	297	6	0	0.0012	2.0	100	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	297	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	297	7	1	0.20	2.4	99.7	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	297	14	0	—	4.7	100	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	297	0	0	—	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	233	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	233	0	0	—	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	233	0	0	—	0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	297	0	0	—	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	233	5	0	0.004	2.1	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	233	215	8	19	92.3	96.6	10mg/L以下
	ふっ素	233	56	0	0.7	24.0	100	0.8mg/L以下
	ほう素	233	106	0	0.73	45.5	100	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	233	2	0	0.007	0.9	100	0.05mg/L以下	
計		297	235	9		79.1	97.0	
一般項目	電気伝導率	297						
	pH	297		1	8.8		99.7	5.8以上8.6以下
	水温	297						
	計	297		1			99.7	
合計		297	235	10		79.1	96.6	

注1：計、合計については同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準値又は評価基準値超過項目を示す。

### (3) 継続監視調査

環境基準を達成していなかった項目は、砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の6項目であった。一般項目では、pHが評価基準を達成していなかった。(表 14-3)

表 14-3 継続監視調査項目別測定結果

総測定地点数：147地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準値等 超過地点数	最高濃度	検出率 (%)	環境基準等 達成率(%)	環境基準又は 評価基準
環境基準項目	鉛	3	0	0	-	0	100	0.01mg/L 以下
	砒素	4	3	1	0.015	75.0	75.0	0.01mg/L 以下
	四塩化炭素	8	2	0	0.0002	25.0	100	0.002mg/L 以下
	塩化ビニルモノマー	21	8	3	0.038	38.1	85.7	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	2	0	0	-	0	100	
	1,1-ジクロロエチレン	38	4	0	0.012	10.5	100	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	47	15	8	0.50	31.9	83.0	0.08mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	44	6	0	0.010	13.6	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	3	0	0	-	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	60	22	9	0.13	36.7	85.0	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	55	38	21	0.20	69.1	61.8	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	80	80	52	38	100	35.0	10mg/L 以下
	ほう素	1	1	0	0.76	100	100	1mg/L 以下
	計	147	138	86		93.9	41.5	
一般項目	電気伝導率	147						
	pH	147		2	8.8		98.6	5.8 以上 8.6 以下
	水温	147						
	計	147		2			98.6	
合計	147	138	87		93.9	40.8		

注1：計、合計については同一地点で複数検出された場合1地点とした。

注2：網かけは環境基準値又は評価基準値超過項目を示す。

### 3 これまでのメッシュ調査のまとめ(表 15)

- メッシュ調査は、地下水の汚染状況を把握するため、県内を4年で1巡するよう、平成10年度から年次計画を策定し実施している調査であり、平成25年度で4巡目が終了した。
- 調査地点数に占める環境基準値の超過地点数の割合(超過率)は1巡目11.2%、2巡目9.5%、3巡目5.7%、4巡目4.5%と減少していた。
- 環境基準項目のうち、トリクロエチレンなど有機塩素系物質については、生活環境保全条例や水質汚濁防止法の地下浸透防止の規制により超過率が大幅に低下していた。

表 15 メッシュ調査項目別測定結果のまとめ(平成10年度から平成25年度)

項目(注1)	1巡目(H10~H13)			2巡目(H14~H17)			3巡目(H18~H21)			4巡目(H22~H25)			総計(H10~H25)		
	計			計			計			計					
	調査 地点数	超過 地点数	超過率 (%)	調査 地点数	超過 地点数	超過率 (%)	調査 地点数	超過 地点数	超過率 (%)	調査 地点数	超過 地点数	超過率 (%)	調査 地点数	超過 地点数	超過率 (%)
鉛	880	0	0.0	1,027	3	0.3	1,035	1	0.1	983	4	0.4	3,925	8	0.2
砒素	880	2	0.2	1,027	1	0.1	1,035	1	0.1	983	1	0.1	3,925	5	0.1
四塩化炭素	1,138	4	0.4	1,267	2	0.2	1,287	0	0.0	1,224	0	0.0	4,916	6	0.1
塩化ビニルモノマー(注4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	983	4	0.4	983	4	0.4
1,1-ジクロロエチレン	1,138	2	0.2	1,267	0	0.0	1,287	0	0.0	1,224	0	0.0	4,916	2	0.0
1,2-ジクロロエチレン(注2)	1,138	7	0.6	1,267	3	0.2	1,287	0	0.0	1,199	1	0.1	4,891	11	0.2
1,1,2-トリクロロエタン	1,138	0	0.0	1,267	0	0.0	1,287	0	0.0	1,224	1	0.1	4,916	1	0.0
トリクロロエチレン	1,138	38	3.3	1,267	27	2.1	1,287	7	0.5	1,224	1	0.1	4,916	73	1.5
テトラクロロエチレン	1,138	26	2.3	1,267	18	1.4	1,287	9	0.7	1,224	4	0.3	4,916	57	1.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(注3)	880	64	7.3	1,027	75	7.3	1,035	56	5.4	983	43	4.4	3,925	238	6.1
ふっ素(注3)	880	1	0.1	1,027	0	0.0	1,035	0	0.0	983	0	0.0	3,925	1	0.0
ほう素(注3)	640	3	0.5	1,027	1	0.1	1,035	1	0.1	983	1	0.1	3,685	6	0.2
1,4-ジオキサン(注4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	983	1	0.1	983	1	0.1
合計(注5)	1,138	128	11.2	1,267	120	9.5	1,287	74	5.7	1,224	55	4.5	4,916	377	7.7

(注1) 環境基準項目のうち、平成10年度から平成25年度の間、一回以上超過した項目のみ掲載した。

(注2) 1,2-ジクロロエチレンは、平成21年11月にシス体及びトランス体の和が地下水環境基準項目となり、平成22年度からトランス体も測定している。

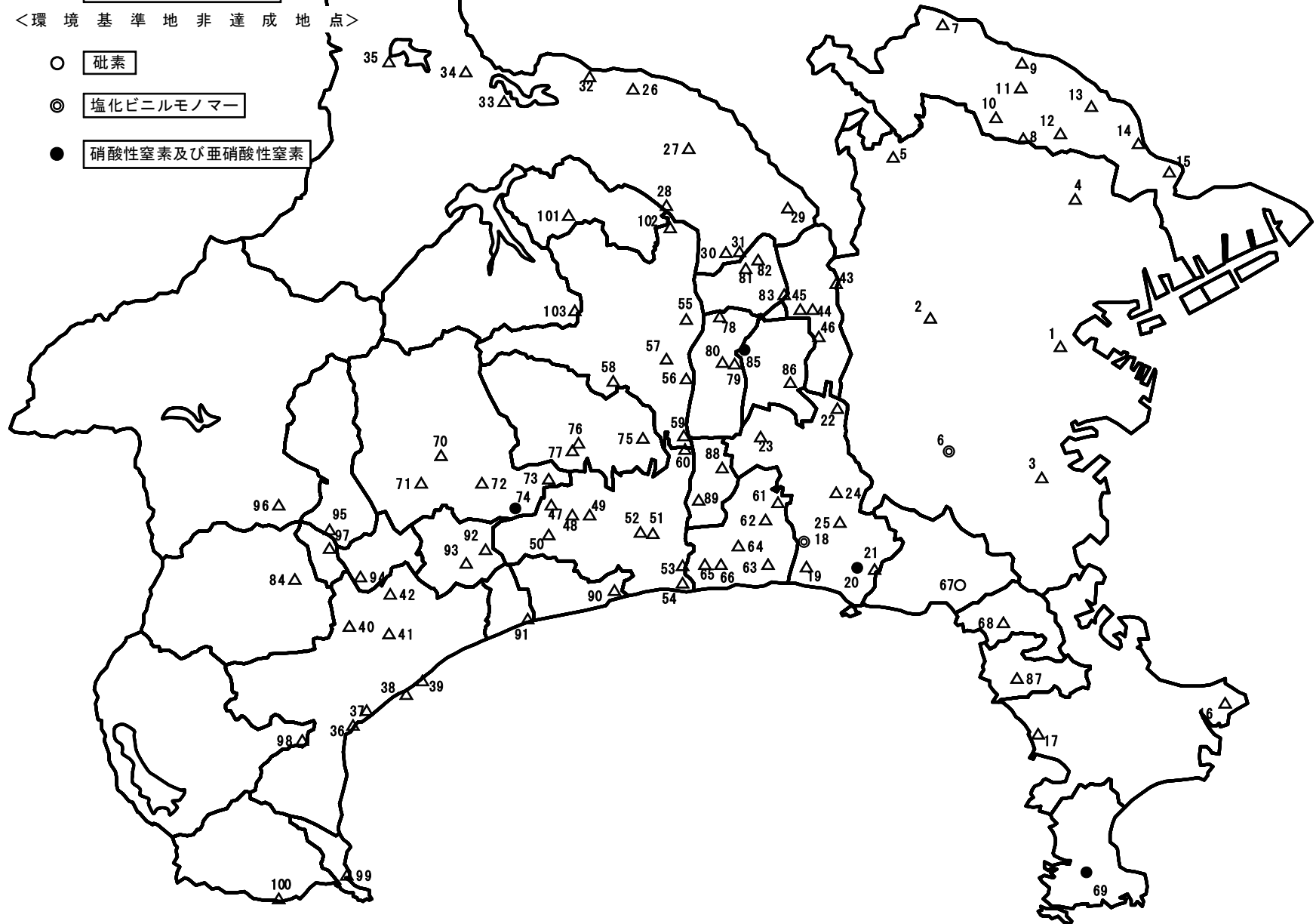
(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については、平成11年2月に環境基準に追加された。平成10年度の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とふっ素は要監視項目として測定したものであり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過数は、評価基準値を超過したものである。

(注4) 塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンは平成21年11月に環境基準に追加され、平成22年度から測定している。

(注5) 合計については、同一地点で複数超過した場合、1地点とした。

平成25年度地下水質測定地点図（定点調査）

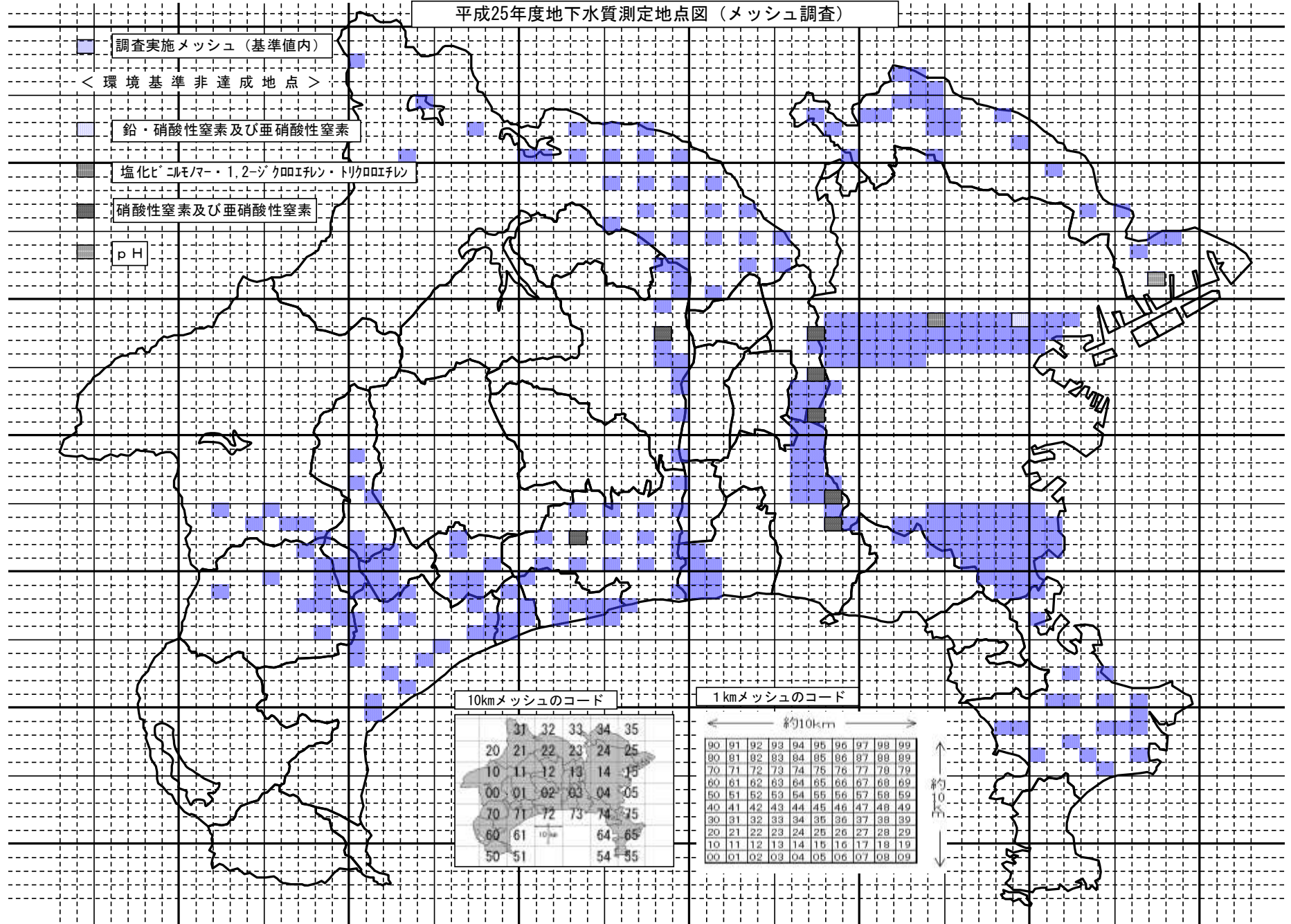
- △ 定点調査地点(基準値内)
- <環境基準地非達成地点>
- 砒素
- ◎ 塩化ビニルモノマー
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素





平成25年度地下水質測定地点図（メッシュ調査）

- 調査実施メッシュ（基準値内）
- < 環境基準非達成地点 >
- 鉛・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- 塩化ビニルモノマー・1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- pH



10kmメッシュのコード

31	32	33	34	35	
20	21	22	23	24	25
10	11	12	13	14	15
00	01	02	03	04	05
70	71	72	73	74	75
60	61	10km	64	65	
50	51		54	55	

1kmメッシュのコード

← 約10km →

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09

↑ 約10km ↓

平成25年度地下水質測定地点図（継続監視調査）

△ 継続監視調査地点(基準値内)

< 環境基準超過地点 >

○ 砒素

◎ 塩化ビニルモノマー

★ 1,2-ジクロロエレン

▼ トリクロロエレン

▲ テトラクロロエレン

● 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

▽ 1,2-ジクロロエレン・トリクロロエレン

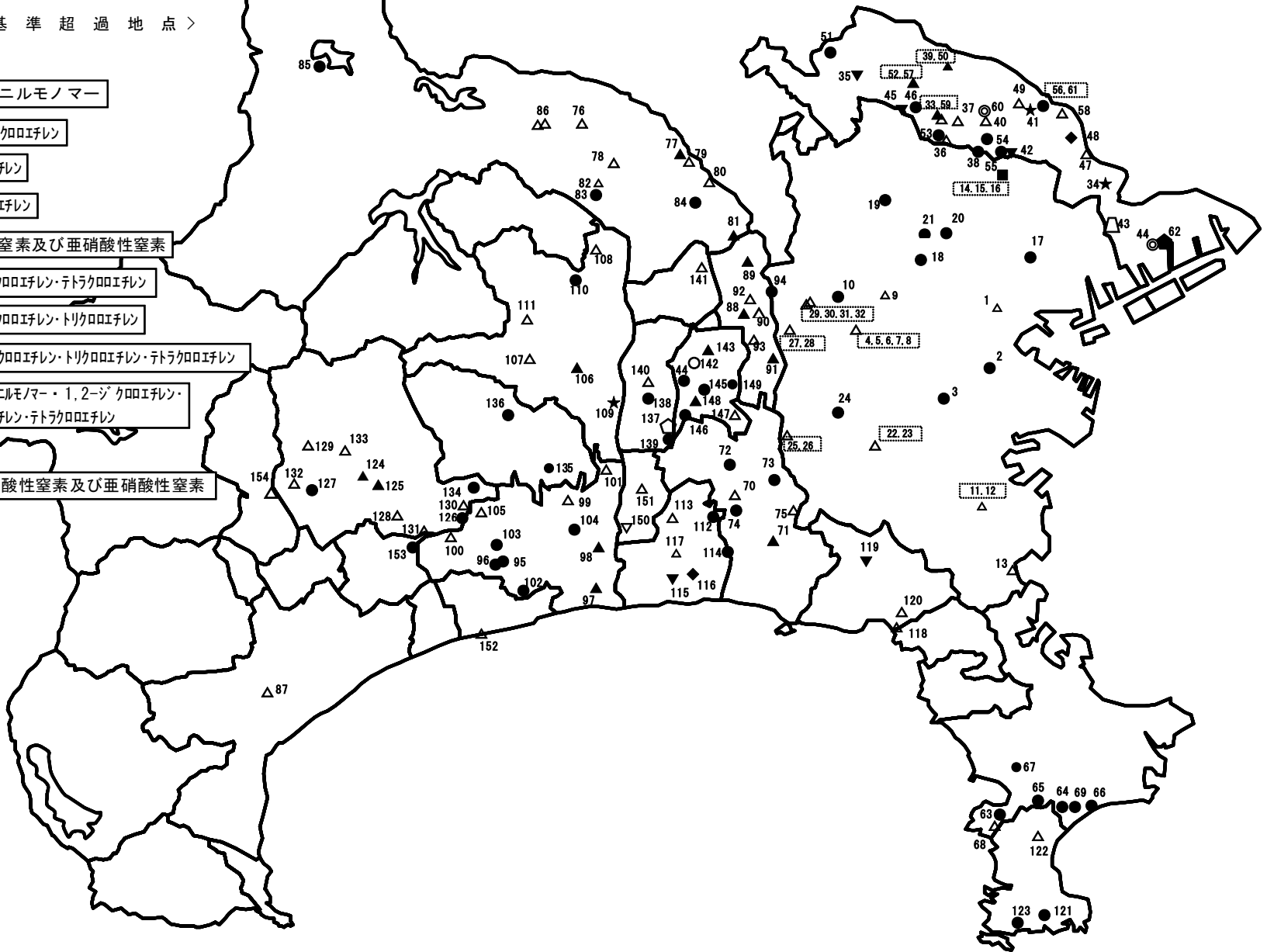
◆ 1,2-ジクロロエレン・トリクロロエレン

◇ 1,2-ジクロロエレン・トリクロロエレン・テトラクロロエレン

△ 塩化ビニルモノマー・1,2-ジクロロエレン・トリクロロエレン・テトラクロロエレン

● pH

■ pH・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素



## (参考) 評価方法

### (1) 公共用水域

#### ア 健康項目の評価

27 の観測項目のうち、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 26 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

#### イ 生活環境項目（BOD又はCOD）の評価

##### (ア) 類型指定水域における評価

- ・ 水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

(75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの  $0.75 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値）

- ・ 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。
- ・ 県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、県内の環境基準点で評価する。

##### (イ) 測定地点（環境基準点、補助地点）における評価

測定地点における 75%水質値が類型の環境基準値を満たしている場合に、その地点は環境基準に適合していると評価する。

##### (ウ) 経年変化による評価

経年変化については、年間平均値により評価する。

\* BOD (生物化学的酸素要求量) : 河川水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

\* COD (化学的酸素要求量) : 海水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物を酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

#### ウ 生活環境項目（全亜鉛）の評価

水域類型が指定されている環境基準点において、年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域は環境基準を達成していると評価する。

#### エ 相模湖、津久井湖及び東京湾の全窒素及び全磷の評価

(ア) 水域類型が指定されている環境基準点における上層（表層）の年間平均値が環境基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、水域内の各環境基準点における上層（表層）の年間平均値を、水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、環境基準を達成していると評価する。

(ウ) 東京湾の県際水域については、東京都及び千葉県が測定している環境基準点を含めて評価する。

### (2) 地下水

#### ア 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 27 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

#### イ 一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に評価基準を達成していると評価する。

\* pH の評価基準は、水道法第 4 条に基づく水質基準による。

## 参考資料 公共用水域水質上位地点

### 河川上位地点（BOD）

（単位：mg/L）

順位	地点名		年間平均値
1	道志川	両国橋	0.2
2	玄倉川	玄倉水位観測所	0.4
2	落合発電所放流水	落合発電所	0.4
2	河内川	湖流入前	0.4
2	世附川	湖流入前	0.4
6	道志川	弁天橋	0.5
7	酒匂川	県境	0.6
7	酒匂川	峰下橋	0.6
7	川音川	文久橋	0.6
7	早川	函嶺もみじ橋	0.6
7	新崎川	※吉浜橋	0.6

※環境基準点

### 東京湾上位地点（COD）

（単位：mg/L）

順位	地点名	年間平均値
1	劔崎沖	1.5
2	※浦賀港内	1.7
2	※浦賀沖	1.7
4	※久里浜港内	1.8
4	※第三海堡東	1.8
6	※大津湾	1.9
7	※夏島沖	2.2
7	※東扇島沖	2.2
9	※浮島沖	2.3
9	※扇島沖	2.3

※環境基準点

### 湖沼上位地点（COD）

（単位：mg/L）

順位	地点名		年間平均値
1	宮ヶ瀬湖	※ダムサイト	1.1
1	宮ヶ瀬湖	ダム中央	1.1
3	芦ノ湖	※湖央部	1.6
4	津久井湖	道志橋	1.7
4	芦ノ湖	※湖西部	1.7
4	丹沢湖	湖東部	1.7
7	芦ノ湖	※湖北中央部	1.8
7	丹沢湖	※湖央部	1.8
7	丹沢湖	大仏大橋	1.8
10	芦ノ湖	※湖東部	1.9

※環境基準点

### 相模湾上位地点（COD）

（単位：mg/L）

順位	地点名	年間平均値
1	湾央東	1.0
2	湾央西	1.1
2	真鶴沖	1.1
2	※吉浜沖	1.1
5	城ヶ島西	1.2
5	葉山沖	1.2
5	※湾央	1.2
5	国府津沖	1.2
5	小田原沖	1.2
5	※根府川沖	1.2

※環境基準点